

市立湖西病院売店等運営に係る仕様書

1 病院の概要

- (1) 名 称 市立湖西病院
- (2) 所 在 地 静岡県湖西市鷺津 2259 番地の 1
- (3) 許可病床数 196 床(一般)
- (4) 平均患者数 入院 72 人/日 外来 353 人/日(令和 7 年度実績)
- (5) 職 員 数 約 153 人(委託職員を含まない。令和 8 年 3 月)
- (6) 外来休診日 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、および 12 月 29 日から 1 月 3 日
- (7) 面会時間 平日：午後 2 時～午後 8 時、休日：午前 10 時～午後 8 時

2 事業者の施設使用形態

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 238 条の 4 第 7 項の規定に基づき、行政財産の使用許可(以下「使用許可」という。)を受けて使用する。

3 物件概要

売店 : 42.19 m²

自動販売機：売店前自販機 3 台分 1.92 m²、救急夜間受付前自動販売機 2 台分 1.19 m²、救急夜間受付前大人用マスク販売機 1 台分 0.16 m²、3 階病棟エレベーターホール前自動販売機 1 台分 0.67 m²

4 事業者費用負担等

- (1) 行政財産の使用料：月額 10,000 円(税抜)但し、占用期間内に料金規定が変更された場合は、その時点から規定に従うものとする。
- (2) 光熱水費(電気、水道)を病院の指定する期日までに納入すること(実費)
- (3) 売店の施設設備費・備品費(なお、整備にあたっては事前に病院の承認を得ること。)
- (4) 廃棄物の処分費・清掃業務費
- (5) 貸付スペースに係るセキュリティ経費
- (6) 売店運営に伴い必要となる法令手続等
- (7) 契約の終了に伴う貸付施設・設備・備品の原状回復費
- (8) 自動販売機の設置および撤去に要する費用
- (9) その他必要経費

5 使用許可期間等

- (1) 使用許可期間：令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。
- (2) 使用許可の取消しまたは変更：次のいずれかに該当する場合は、使用許可を取消し または変更する場合がある。
 - ・不測の事態により公用、公共用に供する目的で、使用許可物件が必要となったとき。
 - ・事業者が使用許可条件に違反する行為があった場合。
 - ・本募集における応募資格要件に虚偽があったとき。

6 売店の運営条件

- (1) 営業日 土曜日、日曜日、祝日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日を除く日

- (2) 休業日 土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から1月3日
- (3) 営業時間は、平日9:00～17:30（内9:00～15:00を必須とする。）
- (4) 一般商品以外に、病院が指定する診療材料を取り扱うこと。また、アルコール類、タバコ類、その他病院が療養に不適切と定めたものの販売はしないこと。
- (5) 一般的な相場価格を大きく上回ることがないこと。
- (6) 大規模災害時における物資の提供等、病院に対する協力体制を整えること。
- (7) 可能な限りキャッシュレス決済に対応すること。
- (8) 売店利用者および病院スタッフのニーズの把握に努めるとともに、病院と協議のうえ、可能な限り運営改善に努めること。
- (9) 店舗の清掃に努めること。
- (10) 店舗内レイアウトは車椅子等の利用者に配慮すること。

7 自動販売機運営条件

- (1) 設置場所 下記の場所へ条件を付した自動販売機の設置を認める。

No.	階	場所	台数	面積	条 件
1	1 階	売店前	3 台	1.92 m ²	ミネラルウォーターを販売品目に入れること。
2	1 階	救急夜間受付前	2 台	1.19 m ²	経口補水液、ミネラルウォーターを販売品目に入れること。 1 台以上は災害時に無償提供できる機能を付すこと。
3	1 階	救急夜間受付前	1 台	0.16 m ²	大人用マスク販売機
4	3 階	エレベーターホール前	1 台	0.67 m ²	ミネラルウォーターを販売品目に入れること。

- (2) 自動販売機の設置にあつては、必ず転倒防止措置を行うこと。
- (3) 自動販売機ごとに故障の問合せ先および苦情についての問合せ先を明示し対応すること。
- (4) 療養にふさわしくない商品(タバコ。アルコール類等)を販売しないこと。
- (5) 販売価格は相場を上回らないこと。
- (6) 可能な限りキャッシュレス決済に対応すること。

8 その他

- (1) 事業に従事する者は病院内の業務であることを自覚して、清潔感のある身なりで業務にあたるとともに、利用者に対しては、親切丁寧な接遇に努めること。また、事業者は、これを遂行するため、積極的な接遇研修の啓発および実施に努めること。
- (2) 事業者は、営業権を第三者に譲渡または転貸してはならない。ただし、営業にあたり企画提案書に記載した申請者がフランチャイザー(本部企業)となり、契約締結後に自らの責任において、診療材料の取扱い実績のある院内売店を営業するフランチャイジー(加盟店)に運営を行わせることはできるものとする。
- (3) 利用者からの苦情等については、誠意をもって対応し、その内容および対応状況を遅滞なく病院に報告すること。
- (4) 食品衛生法、病院管理上の諸規則その他関連法令を遵守すること。
- (5) 事業に従事する者が、車で通勤する場合は、近隣の駐車場を利用すること。

- (6) 営業により生じた廃棄物については、事業者の責任において処理すること。
- (7) 病院が行う管理運営上の要請に全面的に協力すること。（電気設備点検、修繕工事 等）
- (8) 病院設備における不具合等が発生した場合には速やかに報告すること。
- (9) 期間満了等により、次期事業者を引き継ぐ場合は、円滑な引継ぎに協力すること。